本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0013_改 1
提出年月日	2020年11月24日

基本設計方針に関する説明資料

【第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の 防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6. その他 6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵,鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 【9条1】 また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 更に、核物質防護措置に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 【9条2】 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 【9条2】 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 【9条3】 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 【9条4】 これらの対策については、核物質防護規定に定めて管理する。 【9条5】	

- 1 -

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜米車頃との対比率

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
pp 技術基準規則·解釈	版工部中語書 基本設計方針(前)	版工	放 直 計 り 中 胡 音 本 文	版	及び基本設計方針との対比	備考
(発電用原子炉施設への人	GE 1941/7021 (177)	Z	ロ 発電用原子炉施設の一	第七条 発電用原子炉施設	24 0 ET 244 244 244	
の不法な侵入等の防止)			 般構造	への人の不法な侵入等の防		
			(3) その他の主要な構造	止		
第九条 工場等には、発電用			(i) 本発電用原子炉施設	適合のための設計方針		
原子炉施設への人の不法な			は,(1)耐震構造,(2)耐津	発電用原子炉施設への人		
侵入、発電用原子炉施設に			波構造に加え,以下の基本	の不法な侵入、郵便物等に		
不正に爆発性又は易燃性を			的方針のもとに安全設計を	よる発電所外からの爆発物		
有する物件その他人に危害			行う。	や有害物質の持込み及び不		
を与え、又は他の物件を損			a. 設計基準対象施設	正アクセス行為(サイバー		
傷するおそれがある物件が			(b) 発電用原子炉施設への	テロを含む。) に対し, これ		
持ち込まれること及び不正			人の不法な侵入等の防止	を防護するため、核物質防		
アクセス行為(不正アクセ	発電用原子炉施設への人	発電用原子炉施設への人	発電用原子炉施設への人	護対策として以下の措置を		原子炉冷却系統施設 (共通)
ス行為の禁止等に関する法	の不法な侵入を防止するた	の不法な侵入を防止するた	の不法な侵入を防止するた	講じた設計とする。 ◆(①a		6.2 発電用原子炉施設へ
律(平成十一年法律第百二	めの区域を設定し,その区	めの区域を設定し,その区	めの区域を設定し, 核物質	②③重複)		の人の不法な侵入等の防止
十八号) 第二条第四項に規	域を人の容易な侵入を防止	域を人の容易な侵入を防止	防護対策として, その区域	(1) 人の不法な侵入の防止		
定する不正アクセス行為を	できる柵、鉄筋コンクリー	できる柵、鉄筋コンクリー	<u>を人の容易な侵入を防止で</u>	措置		
いう。第三十五条第五号に	ト造の壁等の障壁によって	ト造の壁等の障壁によって	きる柵、鉄筋コンクリート	a. 区域を設定し, 区域の境		
おいて同じ。)を防止するた	区画して,巡視,監視等を行	区画して,巡視,監視等を行	<u>造</u> り <u>の壁等の障壁によって</u>	界を物理的障壁により区画		
め、適切な措置を講じなけ	うことにより、侵入防止及	うことにより、侵入防止及	区画して,巡視,監視等を行	し,侵入防止及び出入管理		
ればならない。	び出入管理を行うことがで	び出入管理を行うことがで	うことにより、侵入防止及	を行うことができる設計と		
1234	きる設計とする。	きる設計とする。	び出入管理を行うことがで	する。 ① (①a 重複)		
【解釈】	【9条1】	①a 【9条1】	<u>きる設計とする。</u> ①a	b. 探知施設を設け, 警報,		
1 第9条に規定する「適切				映像監視等,集中監視する		
な措置」には、工場等内の人				設計とする。 ① (①b 重複)		
による核物質の不法な移動	また,探知施設を設け,警	また,探知施設を設け,警	また,探知施設を設け,警	c. 外部との通信連絡設備	同趣旨の記載であるが、表	同上
又は妨害破壊行為、郵便物	報,映像等を集中監視する	報,映像等を集中監視する	報、映像等を集中監視する	を設け、関係機関等との通	現の違いによる差異あり	
などによる工場等外からの	とともに,核物質防護措置	とともに,核物質防護措置	とともに,核物質防護措置	信連絡を行うことができる		
爆破物又は有害物質の持ち	に係る関係機関等との通信	に係る関係機関等との通信	に係る関係機関等との通信	設計とする。 ① (①b 重複)		
込み及びサイバーテロへの	連絡を行うことができる設	連絡を行うことができる設	連絡を行うことができる設	d. 防護された区域内にお		
対策としての栅等の障壁に	計とする。	計とする。	<u>計とする。①</u> b さらに <u>, 防護</u>	いても, 施錠管理により, 発		
よる区画、出入口の常時管	更に, 防護された区域内	更に, 防護された区域内	された区域内においても,	電用原子炉施設及び特定核		
理設備の施設等が含まれ	においても, 施錠管理によ	においても, 施錠管理によ	施錠管理により,発電用原	燃料物質の防護のために必		
る。	り,発電用原子炉施設及び	り,発電用原子炉施設及び	子炉施設及び特定核燃料物	要な設備又は装置の操作に		
1234	特定核燃料物質の防護のた	特定核燃料物質の防護のた	質の防護のために必要な設	係る情報システムへの不法		
	めに必要な設備又は装置の	めに必要な設備又は装置の	備又は装置の操作に係る情	な侵入を防止する設計とす		
	操作に係る情報システムへ	操作に係る情報システムへ	報システムへの不法な侵入	る。�(①c 重複)		
	の不法な侵入を防止する設	の不法な侵入を防止する設	を防止する設計とする。①c	(2) 爆発性又は易燃性を有		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++ 公子 + ※ + + + + + + + + + + + + + + + + +	設工認申請書	設工認申請書	安水事項 この別れ	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	(共. ヤ.
pp 技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	計とする。	計とする。		する物件等の持込みの防止		
	【9条2】	①b①c 【9条2】		措置		①b①c 引用元:P1
				a . 区域を設定し, 区域の境		
				界を物理的障壁により区画		
		発電用原子炉施設に不正	発電用原子炉施設に不正	し,侵入防止及び出入管理	追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)
		に爆発性又は易燃性を有す	に爆発性又は易燃性を有す	を行うことができる設計と	(爆発性を有する物件等の	6.2 発電用原子炉施設へ
		る物件その他人に危害を与	る物件その他人に危害を与	する。��(①a 重複)	持ち込み防止)	の人の不法な侵入等の防止
		え、又は他の物件を損傷す	え,又は他の物件を損傷す	b. 区域の出入口において,		
		るおそれがある物件の持込	るおそれがある物件の持込	発電用原子炉施設に不正に		
		み(郵便物等による発電所	み (郵便物等による発電所	爆発性又は易燃性を有する		
		外からの爆破物及び有害物	外からの爆破物及び有害物	物件その他人に危害を与		
		質の持込みを含む。)を防止	質の持込みを含む。)を防止	え、又は他の物件を損傷す		
		するため, 持込み点検を行	するため、核物質防護対策	るおそれがある物件の持込		
		うことができる設計とす	として, <u>持込み点検を行う</u>	み(郵便物等による発電所		
		る。	ことができる設計とする。	外からの爆発物及び有害物		
		② 【9条3】	2	質の持込みを含む。)が行わ		
				れないように物品の持込み		
				点検を行うことができる設		
		不正アクセス行為(サイ	不正アクセス行為 (サイ	計とする。①(②重複)	追加要求事項に伴う差異	同上
		バーテロを含む。)を防止す	<u>バーテロを含む。)を防止す</u>	(3) 不正アクセス行為(サ	(不正アクセス行為の防	
		るため、発電用原子炉施設	<u>るため,</u> 核物質防護対策と	イバーテロを含む。)の防止	止)	
		及び特定核燃料物質の防護	して,発電用原子炉施設及	措置		
		のために必要な設備又は装	び特定核燃料物質の防護の	a. 発電用原子炉施設及び		
		置の操作に係る情報システ	ために必要な設備又は装置	特定核燃料物質の防護のた		
		ムが、電気通信回線を通じ	の操作に係る情報システム	めに必要な設備又は装置の		
		た不正アクセス行為(サイ	が、電気通信回線を通じた	操作に係る情報システムに		
		バーテロを含む。) を受ける	不正アクセス行為(サイバ	ついては、電気通信回路を		
		ことがないように、当該情	<u>ーテロを含む。) を受けるこ</u>	通じた当該情報システムに		
		報システムに対する外部か	とがないように, 当該情報	対する外部からのアクセス		
		らのアクセスを遮断する設	システムに対する外部から	を遮断する設計とする。		
		計とする。	のアクセスを遮断する設計	◆(③重複)		
		③ 【9条4】	<u>とする。</u> ③			
	これらの対策について	これらの対策について		1. 安全設計	運用担保事項の明確化	同上
	は、核物質防護規定に定め	は、核物質防護規定に定め		1. 女皇設計 1.1 安全設計の方針	(本)は1分似 生、女べりが開口	1.477
	て管理する。	て管理する。		1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1 安全設計の基本方針		
	【9条5】	4 【9条5】		1.1.1.5 人の不法な侵入等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

pp 技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金个队 印 / りり (門 /	四个队刊刀判(区)	/	の防止		
				(1) 設計方針		
				発電用原子炉施設への人		
				の不法な侵入を防止するた		
				めの区域を設定し, 核物質		
				防護対策として, その区域		
				を人の容易な侵入を防止で		
				きる柵、鉄筋コンクリート		
				造りの壁等の障壁によって		
				区画して,巡視,監視等を行		
				うことにより,侵入防止及		
				び出入管理を行うことがで		
				きる設計とする。 ① (①a 重		
				複)		
				また, 探知施設を設け, 警		
				報、映像等を集中監視する		
				とともに,核物質防護措置		
				に係る関係機関等との通信		
				連絡を行うことができる設		
				計とする。さらに、防護され		
				た区域内においても, 施錠		
				管理により、発電用原子炉		
				施設及び特定核燃料物質の		
				防護のために必要な設備又		
				は装置の操作に係る情報シ		
				ステムへの不法な侵入を防		
				止する設計とする。 ◆(①b		
				①c 重複)		
				発電用原子炉施設に不正		
				に爆発性又は易燃性を有す		
				る物件その他人に危害を与		
				え,又は他の物件を損傷す		
				るおそれがある物件の持込		
				み(郵便物等による発電所		
				外からの爆破物及び有害物		
				質の持込みを含む。)を防止		
				するため, 核物質防護対策		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

^{説明書 別添−1)} 様式−7

			要水事頃との対比表し		I am and a state to be seen a	
pp 技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				として, 持込み点検を行う		
				ことができる設計とする。		
				◆(②重複)		
				不正アクセス行為(サイ		
				バーテロを含む。)を防止す		
				るため、核物質防護対策と		
				して、発電用原子炉施設及		
				び特定核燃料物質の防護の		
				ために必要な設備又は装置		
				の操作に係る情報システム		
				が、電気通信回線を通じた		
				が、電気通信回線を通じた 不正アクセス行為 (サイバ		
				ーテロを含む。) を受けるこ		
				とがないように、当該情報		
				システムに対する外部から		
				のアクセスを遮断する設計		
				とする。 ① (③重複)		
				とする。 ♥ (③里復)		
				(2) 体制 ②		
				発電用原子炉施設への人		
				の不法な侵入等を防止する		
				ため、核物質防護対策とし		
				て、「原子炉等規制法」に基		
				づき核物質防護管理者を選		
				任し, 所長の下, 核物質防護		
				管理者が核物質防護に関す		
				る業務を統一的に管理する		
				体制を整備する。		
				人の不法な侵入等が行わ		
				れるおそれがある場合又は		
				行われた場合に備え, 核物		
				質防護に関する緊急時の対		
				応体制を整備する。		
				核物質防護に関する緊急		
				時の組織体制を第 1.1.1-1		
				1		
				図に示す。		
				<u> </u>		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

pp 技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争項との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
pp 1X m 在 中/玩兒 · 胜你	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ルボウ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				(3) 手順等 ③		
				a. 発電用原子炉施設への		
				人の不法な侵入等のうち,		
				不正アクセス行為(サイバ		
				ーテロを含む。)を防止する		
				ことを目的に,発電用原子		
				炉施設及び特定核燃料物質		
				の防護のために必要な設備		
				又は装置の操作に係る情報		
				システムにおいて, 核物質		
				防護対策として、電気通信		
				回線を通じた外部からのア		
				クセス遮断措置を実施す		
				る。		
				・外部からのアクセス遮断		
				措置については,予め手順		
				を整備し、的確に実施する。		
				・外部からのアクセス遮断		
				措置に係る設備の機能を維		
				持するため,保守の計画に		
				基づき適切に保守管理、点		
				検を実施するとともに,必		
				要に応じ補修を行う。		
				・外部からのアクセス遮断		
				措置に係る教育を定期的に		
				実施する。		
				b. 発電用原子炉施設への		
				人の不法な侵入等のうち,		
				不正アクセス行為(サイバ		
				ーテロを含む。)を防止する		
				ことを目的に,発電用原子		
				炉施設及び特定核燃料物質		
				の防護のために必要な設備		
				又は装置の操作に係る情報		
				システムにおいて、核物質		
				防護対策として,侵入防止		
				及び出入管理を実施する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

pp 技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
PP IX m 益十/%系1 /h///	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	- En επι
				侵入防止及び出入管理は,		
				区域の設定, 人の容易な侵		
				入を防止できる柵, 鉄筋コ		
				ンクリート造りの壁等によ		
				る防護, 探知施設による集		
				中監視,外部との通信連絡,		
				物品の持込み点検並びに警		
				備員による監視及び巡視を		
				行う。		
				・侵入防止及び出入管理に		
				ついては,予め手順を整備		
				し、的確に実施する。		
				・侵入防止及び出入管理に		
				係る設備の機能を維持する		
				ため、保守の計画に基づき		
				適切に保守管理、点検を実		
				施するとともに,必要に応		
				じ補修を行う。		
				・侵入防止及び出入管理に		
				係る教育を定期的に実施す		
				5.		

【第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止】

-:該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

p各条文の設計の考え方

第	第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)							
1.	技術基準の条文,解釈への	D適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	人の不法な侵入を防止するための設備	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1	b			
2	不正に爆発性又は易燃性 を有する物件その他人に 危害を与え,又は他の物 件を損傷するおそれがあ る物件の持込みを防止す るための設備		1	1	ь			
3	不正アクセス行為を防止 するための設備	同 上	1	1	b			
4	要求事項を担保するための運用	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止については,核物質防 護規定で担保する旨を記載してい る。	1	1	1			
2.	設置許可本文のうち、基本	お設計方針に記載しないことの考え方	î					
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
3.								
J.	1	お設計方針に記載しないことの考え方	<u> </u>					
No.	項目	考え方			添付書類			
	項目 重複記載	考え方 設置許可の中で重複記載があるため	記載しな		添付書類			
No.	項目 重複記載	考え方	記載しな		添付書類 — —			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用では	記載しなないため	記載しな	添付書類 — — —			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用では い。 設備設計の前提を担保する運用では い。	記載しなないため	記載しな	添付書類 — — —			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育 詳細な検討が必要な事項	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用ではい。 設備設計の前提を担保する運用ではい。 書類名	記載しなないため	記載しな	添付書類 - - -			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育 詳細な検討が必要な事項 主要設備の配置の状況を	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用では い。 設備設計の前提を担保する運用では い。 書類名 明示した平面図及び断面図	記載しなないため	記載しな	_			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育 詳細な検討が必要な事項 主要設備の配置の状況を 安全設備及び重大事故等	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用では い。 設備設計の前提を担保する運用では い。 書類名 明示した平面図及び断面図 対処設備が使用される条件の下におり	記載しなないため	記載しな 記載しな	— — — — 说明書			
No.	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育 詳細な検討が必要な事項 主要設備の配置の状況を 安全設備及び重大事故等 人が常時勤務し、又は頻繁	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用ではい。 設備設計の前提を担保する運用ではい。 書類名 明示した平面図及び断面図 対処設備が使用される条件の下におけ	記載しなないため	記載しな 記載しな	— — — — 说明書			
 No. ♠ ♠ ♦ No. a b c d 	項目 重複記載 人の不法な侵入等を防止 するための体制 不正アクセス行為を防止 するための手順,保守管 理,教育 詳細な検討が必要な事項 主要設備の配置の状況を 安全設備及び重大事故等 人が常時勤務し、又は頻繁	考え方 設置許可の中で重複記載があるため 設備設計の前提を担保する運用では い。 設備設計の前提を担保する運用では い。 書類名 明示した平面図及び断面図 対処設備が使用される条件の下におり	記載しな ないため ないため する健全性 fにおける	記載しな 記載しな	— — — — 说明書			